

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。決して自分で望み、選択したものではありません。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があります。一般的に個人的な問題として考えられることが多い自殺ですが、社会的問題として、その要因を踏まえた総合的な取り組みが求められています。

本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、平成31年3月に「白山市自殺対策行動計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携により、生きることの包括的な支援を展開してきました。

令和5年度は「白山市自殺対策行動計画」の最終年度であることから、計画目標の評価や社会情勢の変化に伴う計画の見直しを行うとともに、本市の自殺の実態に合わせた「第2次白山市自殺対策行動計画」を策定しました。

国の「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」や県の「石川県自殺対策計画」を参考に、本市における自殺の特徴を踏まえ、総合的な自殺対策の更なる推進・強化に取り組みます。

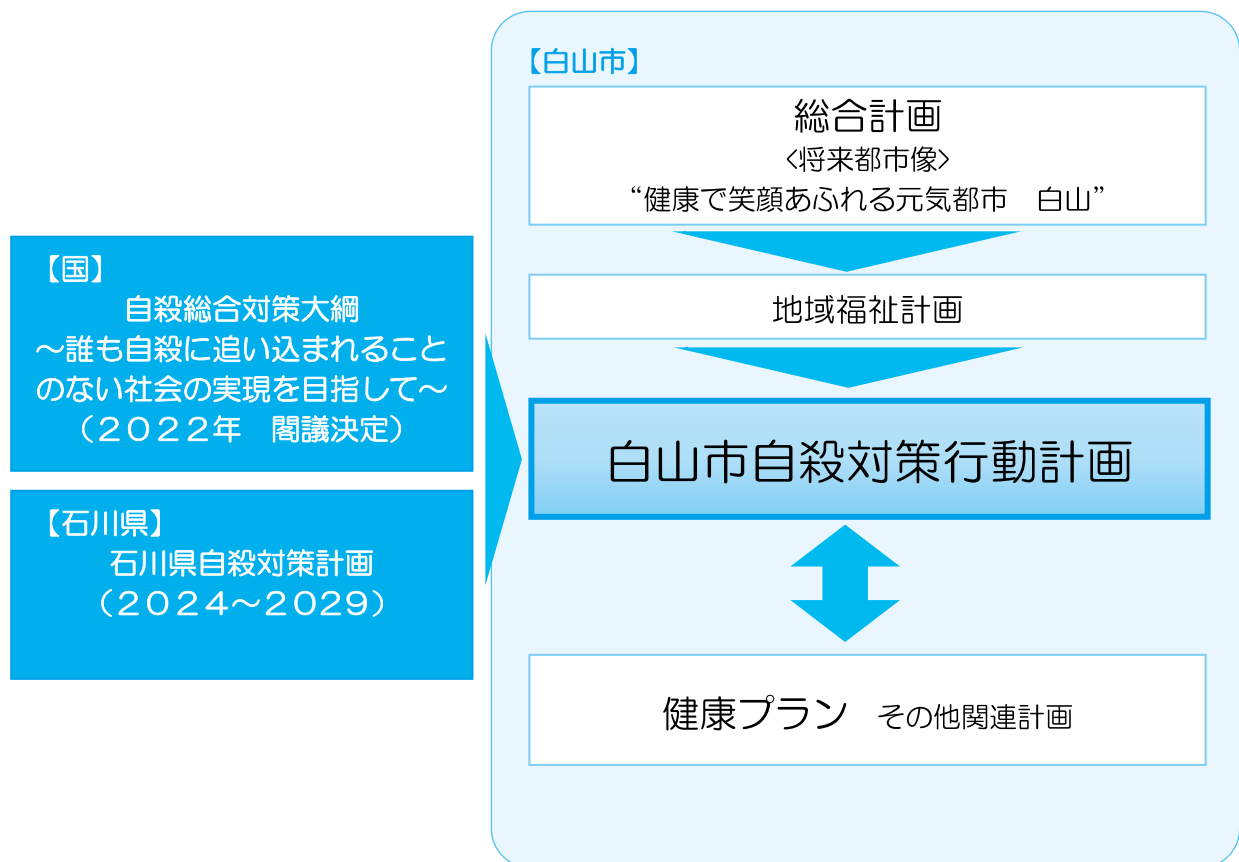
2. 位置付け

白山市自殺対策行動計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として策定します。

策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の理念を踏まえた計画として、石川県自殺対策計画及び市の各種計画との整合性を図りながら、※「地域自殺実態プロファイル」等で示された本市の自殺実態を反映します。

※「地域自殺実態プロファイル」とは、国の自殺総合対策推進センターが市町村ごとの自殺実態を分析した資料です。

図. 各種計画との関連



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)を目標年度とする6年間とします。

なお、社会、経済情勢や健康づくりを取り巻く環境の変化により、新たな施策の展開、計画の見直しが必要になった場合には、あわせて計画期間も見直します。